

# ≪緑丘地区地区計画≫

※このパンフレットは「緑丘地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

## 1. 建てることができる建築物の用途（地区については、別紙計画図を参照）

### 〔A, C, D, E, F, G, H, I, J地区〕

- ① 住宅（2戸までの長屋も可。ただし民泊を除く。以下同じ。）
- ② 兼用住宅※<sup>1</sup>
- ③ 老人ホーム、保育所、福祉ホームなど
- ④ グループホーム（200㎡未満）
- ⑤ 診療所
- ⑥ 巡査派出所、郵便局
- ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設（600㎡以下）
- ⑧ 前各号の建築物に附属するもの

C, D, E地区に限り、既存の建築物に対する制限の緩和有

※<sup>1</sup> 非住宅部分の制限有

### 〔B地区〕

- ① A地区で建築することができるもの
- ② 日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店
- ③ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など
- ④ 洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店など※<sup>2</sup> ※<sup>3</sup>
- ⑤ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など※<sup>2</sup> ※<sup>3</sup>
- ⑥ 学習塾、華道教室、囲碁教室など
- ⑦ 美術品などを製作するためのアトリエなど※<sup>3</sup>
- ⑧ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗など
- ⑨ 消費生活協同組合が消費生活協同組合法第10条第1項各号に規定する事業に利用する建築物
- ⑩ 前各号の建築物に附属するもの

※<sup>2</sup> 作業場床面積の制限有

※<sup>3</sup> 原動機の出力の制限有

## 2. 敷地面積の最低限度

地区	敷地面積の最低限度
A、C、D、E、F、G、H、I地区	150 m <sup>2</sup>
B地区	120 m <sup>2</sup>
J地区	130 m <sup>2</sup>

敷地面積の最低限度の適用除外

- (1) 巡査派出所の敷地として使用するもの
- (2) 敷地面積の最低限度が定められた時に、すでに建築物の敷地として使用されている土地などで、その全部を一つの敷地として使用するもの

## 3. 建築物の高さの最高限度

地区	高さの最高限度
A、C、E、F、G、H、I、J地区	10 m
B地区	13 m
D地区	20 m

緑丘地区計画区域では、地区計画の他、地元自治会が運営する『自治会申し合わせ』があります。内容については、自治会までお問い合わせください。